

「KDBシステム等を活用した調査・分析結果の提供等による
市町村保健事業への支援事業」
実施報告書

平成31年3月
福岡県

はじめに

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「改正法」という。）」により、都道府県は平成30年度から市町村とともに国民健康保険を運営することとなり、県は財政運営の責任主体として安定的な財政運営を担い、市町村は引き続き、資格管理や保険給付、保健事業等の地域におけるきめ細かな事業を担うこととされた。

国民健康保険における保健事業は、国民健康保険法（以下「国保法」という。）第82条により市町村が実施することとされている一方、平成30年3月に改正された国保法に基づく保健事業の実施等に関する指針では、都道府県は、市町村における健康・医療情報の横断的・総合的な分析を行うとともに、必要な支援を行うこととされており、積極的な役割を果たすよう求められている。

市町村はデータヘルス計画に基づく保健事業を展開しており、毎年度の具体的な保健事業計画を策定し、保健事業を実施している。

このため県では、KDBシステムやその他の公表データ、アンケート調査結果等を活用した分析を行い、分析結果を基に考察したより効果的な保健事業を市町村に提案し、市町村の保健事業計画に反映させることで、市町村の保健事業を支援するため、本事業を実施した。

-目次-

第一章 保健事業提案までのプロセス	1～88
1. 事業概要	2
2. 保健事業におけるデータの活用	3～5
3. 調査から事業提案までのプロセス	6～18
4. 調査対象団体の概要及び保健事業提案シート	19～88
第二章 調査対象団体との協議等	89～106
1. 調査対象団体との協議等	90～106
第三章 資料集	107～186
1. アンケート調査	108～159
(1) 小郡市	108～136
(2) 須恵町	137～159
2. 県の分析結果	160～171
3. 調査対象団体の統計データ	172～186